

仕様書

1 業務の名称

福島県原子力災害対策センター機械設備保全管理業務

2 業務の概要及び目的

福島県原子力災害対策センターの機械設備について、その機能を常に最善の状態に維持し、また、効率的な業務運営を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により保全管理業務を行う。

3 業務の実施箇所

(1) 福島県南相馬原子力災害対策センター

所在地：福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178

(2) 福島県楡葉原子力災害対策センター

所在地：福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

- (1) 空調設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (2) 換気設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (3) 外気調和機の点検・清掃・調整に関すること。
- (4) その他必要と認められる立会い、修繕、連絡調整に関すること。

6 保全管理業務の実施

- (1) 保全管理業務の詳細は、別紙「機械設備保全管理業務細目」による。
- (2) 保全管理上必要な業務については、契約書、本仕様書に定めがなくとも誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書、業務従事者名簿及び緊急連絡体制図を作成し、これを発注者へ事前に提出し、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を受けること。実施計画等の変更を要する場合も同様とする。また、業務を行う際は発注者と事前に日程を調整し、業務従事者は業務中において作業員証を携行すること。
- (4) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、また、障害が発生した場合は、直ちに適切な処置を行ったうえで、発注者にその結果を報告すること。
- (5) 業務実施日以外の日において、担当職員等が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置を行わないと障害の発生を未然に防止できないと判断した場合、又は、既に障害が発生しており、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、発注者が業務従事

者を直ちに招集するため受注者に連絡したときは、受注者は、遅滞なく業務従事者を派遣させること。

(6) 修繕等の対応については、以下のとおりとする。

ア 突然障害が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、指示により速やかに必要な処置を講ずること。

イ 業務の結果、部品の取替え又は修繕を要すると認めたときは、その都度遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。

ウ 上記ア及びイに係る経費は、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により修繕等の費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(7) 業務の実施に要する光熱水費は、発注者の負担とする。また、業務の実施に要する消耗品及び工作器材は、受注者の費用負担により受注者が用意するものとする。

(8) 業務の結果生じる使用済み部品等の廃棄物は、受注者の責任により処分するものとする。

(9) 業務の実施日時は、原則平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分の間とする。

7 業務実施に係る提出書類

(1) 着手届及び上記 6 - (3) で定める書類については、契約締結後速やかに発注者へ提出すること。

(2) 受注者は、保守点検等の実施結果及び設備の異常や障害に係る対応結果について、業務報告書により速やかに発注者へ提出し、発注者の承諾を受けること。また、業務終了後 3 年間保存すること。

8 業務従事者

(1) 業務従事者のうち 1 名以上は、「2 級管工事施工管理技士」以上の資格を有する者とする。

(2) 業務従事者のうち 1 名以上は、冷媒フロン類取扱技術者又は環境省及び経済産業省において適正性が確認された講習を受講し、十分な知見を有する者とする。

(3) 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。

(4) 発注者は、業務従事者として不適当と認められた者について、受注者と協議して交代を求めることができる。

(5) 受注者は、業務従事者が転任又は転職等の事情により当該業務の業務従事者の職を降りる場合には、原則として事前に発注者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎを行い、業務に支障のないよう対応すること。

9 受注者の義務

(1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者からの連絡に基づき速やかに対応できる体制を確保しておかなければならない。

- (2) 受注者は、上記4の委託期間中、当該業務の他に、受注者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 発注者が必要ありと認めた場合は、受注者は、前回の受注業者からの業務引継及び次回の受注業者への業務引継を行うこと。なお、これらの業務引継に要する費用は、全て受注者の負担とする。また、これらの業務引継を実施する時期は、発注者の指示による。

10 相互協力

受注者は、当該業務に必要なものについて、発注者と相互に協力して適切な業務を行うものとする。

別 紙

機 械 設 備 保 全 管 理 業 務 細 目

1 空調設備の保全管理業務

(1) 設備の主な内容 (福島県南相馬原子力災害対策センター)

ア 空冷ヒートポンプエアコン (室外機)

- ・型式及び数量：日立アプライアンス株式会社 計41台

(内 訳) RAS-AP280GH3 11台,RAS-AP224GH3 3台,
RAS-AP160GH3 3台,RAS-AP112GH3 5台,RAS-AP80GH3 1台
RAS-AP80GH3 1台,RAS-AP63GH3 2台,RAS-AP56GH3 1台
RAS-AP40GH3 10台,RAS-AP280CKV×2 2台
RAS-AP140EA1 1台,RAS-AP280EA1 1台

イ 空冷ヒートポンプエアコン (室内機)

- ・型式及び数量：日立アプライアンス株式会社 計41台

(内 訳) RCI-AP280GHP3 11台 (ツイン)
RCI-AP224GHP3 3台 (ツイン)
RCI-AP160GHP3 3台 (ツイン)
RCI-AP112GHP3 5台 (ツイン)
RCI-AP80GHP3 1台 (ツイン)
RCI-AP80GH3 1台
RCI-AP63GH3 2台
RCI-AP56GH3 1台
RCI-AP40GH3 10台
RP-AP560CKVP 2台
RPC-AP140EAP3 1台 (ツイン)
RPC-AP280EA4 1台

(2) 設備の主な内容 (福島県楡葉原子力災害対策センター)

ア 空冷ヒートポンプエアコン (室外機)

- ・型式及び数量：日立アプライアンス株式会社 計41台

(内 訳) RAS-AP280GH3 12台,RAS-AP224GH3 2台,
RAS-AP160GH3 3台,RAS-AP112GH3 5台,RAS-AP80GH3 1台
RAS-AP80GH3 1台,RAS-AP63GH3 2台,RAS-AP56GH3 1台
RAS-AP40GH3 10台,RAS-AP280CKV×2 2台
RAS-AP140EA1 1台,RAS-AP280EA1 1台

イ 空冷ヒートポンプエアコン (室内機)

- ・型式及び数量：日立アプライアンス株式会社 計41台

(内 訳) RCI-AP280GHP3 12台 (ツイン)
RCI-AP224GHP3 2台 (ツイン)

RCI-AP160GHP3	3台 (ツイン)
RCI-AP112GHP3	5台 (ツイン)
RCI-AP80GHP3	1台 (ツイン)
RCI-AP80GH3	1台
RCI-AP63GH3	2台
RCI-AP56GH3	1台
RCI-AP40GH3	10台
RP-AP560CKVP	2台
RPC-AP140EAP3	1台 (ツイン)
RPC-AP280EA4	1台

※南相馬と檜葉でエアコン (室外機・室内機) の内訳台数が異なる。

(3) 点検等の内容

- ・シーズンイン点検 (冷房運転・フィルター清掃含む) 1回/年
- ・シーズンイン点検 (暖房運転・フィルター清掃含む) 1回/年
- ・保守点検項目の詳細は別紙一覧表による。
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (以下「フロン排出抑制法」とする) に基づく簡易点検 1回/3ヶ月
- ・フロン排出抑制法に基づく定期点検 1回/年 (対象機器:RAS-AP280CKV×2 2台)

2 換気設備の保全管理業務

(1) 設備の主な内容 (2施設共通・数量は1施設当たり)

ア 給気ファン

- ・型式及び数量: テラル株式会社 計 3台
- (内訳) CTF2-No.3.5-BH-L-OB-B 2台
- CTF2-No.3-BH-L-OB-B 1台

イ 排気ファン

- ・型式及び数量: テラル株式会社 計 3台
- (内訳) ALF-U2-No.4-590-NI 2台
- ALF-U2-No.4-590-NI 1台

(2) 点検等の内容

- ・定期保守点検 1~2回/年
- ・保守点検項目の詳細は別紙一覧表による。

3 外気調和機の保全管理業務

(1) 設備の主な内容 (2施設共通・数量は1施設当たり)

- ・型式: 空冷直膨式熱回収外調機 (屋内設置型) BSD-7000DK 木村工機株式会社
- ・数量: 2台

(2) 点検等の内容

- ・定期保守点検 1回/年
(ファンモーター、冷媒ユニット、加湿器及び電送ユニット等)
- ・槽内清掃、運転確認 1回/年
- ・中性能フィルター交換 1回/年
- ・プレフィルター清掃 1回/年
- ※ただし、南相馬については年4回実施すること。
- ・保守点検項目の詳細は別紙一覧表による。
- ・フロン排出抑制法に基づく簡易点検 1回/3ヶ月
- ・フロン排出抑制法に基づく定期点検 1回/年